

草加市及び八潮市消防広域化協議会（第5回）の会議概要について

- 1 開催日時 平成25年10月24日（木）午後1時22分から午後2時8分まで
- 2 会 場 草加市文化会館 2階 第2会議室
- 3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり
- 4 報告事項
 - (1) 経過報告について
これまでの経過について報告された。
 - (2) 消防広域化重点地域の指定について
広域化の取組を先行して集中的に行う必要があると認める地域として、都道府県知事が指定を行う制度について報告された。
詳細は、別紙2「消防広域化重点地域の指定について」のとおり
- 5 主な協議事項
 - (1) 協議第11号「広域消防で処理する事務の範囲について」
次のとおり承認された。
 - ア 共同処理事務（広域消防運営計画項目2）
草加市及び八潮市が共同で処理する事務は、次のとおりとする。
 - 消防事務
 - 消防団事務
 - 消防水利事務
 - イ 消防水利（広域消防運営計画項目30）
広域化後の消防水利整備事業については、消防行政において動力消防ポンプ自動車による消火活動を行うための重要な施設であることから、各市の水利整備計画に基づき、広域消防組織において事業を行う。
 - (2) 協議第12号「消防団との連携について」
次のとおり承認された。
 - ア 消防団との協力体制（広域消防運営計画項目36）
広域化後における消防団との平常時の協力体制は、常備消防と消防団が研修や訓練等を通じて現在の協力体制を維持する。
 - イ 消防団との災害時の連携（広域消防運営計画項目37）

広域化後における消防団との災害時の連携（災害連絡方法及び災害現場での連携）は、現行どおり万全な体制を維持する。

特に、市境付近では、常備消防の出動区域が広域化前と変わる地域が想定されることから、消防団と常備消防の連携が混乱しないよう調整を図る。

(3) 協議第13号「防災・国民保護部局との連携」

次のとおり承認された。

ア 防災部局との連携（広域消防運営計画項目39）

広域化後の防災会議委員及び国民保護協議会委員は消防長とし、現状と同様に防災部局との緊密な連携を図るものとする。

イ 災害対策本部との連携（広域消防運営計画項目38）

災害対策本部との連携は、現在と同様の緊密な連携を維持する。災害対策本部には、消防長又は消防長が指名する消防吏員を本部員として派遣する。

草加市及び八潮市消防広域化協議会（第5回）出席者名簿

（敬称略）

会 長	田 中 和 明	草 加 市 長
副 会 長	大 山 忍	八 潮 市 長
委 員	大久保 伸 一	埼玉県東部地域振興センター所長
委 員	石 塚 光 宣	草 加 市 消 防 長
委 員	豊 田 勝 次	八 潮 市 消 防 長
委 員	垣 沼 喜代久	草 加 市 消 防 団 長
委 員	平 野 光 一	八 潮 市 消 防 団 長

...出席 ...欠席

消防広域化重点地域の指定について

1 制度概要

- (1) 消防広域化に関する国の指針が改正され、自主的な消防広域化を進めるための枠組みとして平成 25 年度から制度化
- (2) 県が定めた広域化推進計画のブロックの中から、広域化の気運が高い地域や小規模消防本部を含む地域を先行して広域化に取り組む必要がある地域として、知事が指定する。
- (3) 国の財政支援（消防防災施設整備費補助金の優先配分や広域化の臨時経費への特別交付税措置等）は、平成 26 年度から「消防広域化重点地域」に対するものに重点化される見込み。

2 指定の要件

- (1) 広域化の気運が高い地域
例）広域化協議会が発足している地域、消防指令業務の共同運用を検討又は実施している地域
- (2) 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
例）職員数が少ない消防本部、管轄人口 10 万人未満の消防本部等

3 指定を受けることのメリット

広域化に要する国の支援は、平成 26 年度から「消防広域化重点地域」に対するものに重点化される見込み